

<<<今号の目次>>>

1. コラム

「男性に対するポジティブアクション」

2. 最新情報

《お知らせ》 4件

《地方公共団体等の動き》 13件

---

■□■ 1. コラム



「男性に対するポジティブアクション」

---

中央大学大学院 戦略経営研究科 准教授 高村 静

2020年の政府の少子化社会対策大綱等において、男性の育児休業取得率の国の目標が13%から30%に引き上げられたこと等を受け、2021年6月、男性の育児休業取得促進を念頭に置く育児介護休業法改正案が可決されました。

改正点の詳細は他に譲るとし、ここでは男性に対するポジティブアクションとして「子の出生直後の柔軟な仕組み」(注1)が導入された点に着目したいと思います。子の出生後8週間以内に、最長4週間取得可能なこの休業は、分割取得や、一定の条件を満たした場合の休業中の就労も可能とする新しい仕組みです。

さて、ここで男性に対するポジティブアクションとはどのような意味でしょうか。男女共同参画社会基本法第四条に「社会における制度又は慣行が、(中略)男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす」場合に「その影響をできる限り中立なものとするよう配慮」する必要があると示されている内容を踏まえていると考えられます。

1991年の育児休業法(現在の育児介護休業法)は、育児休業の取得を、男女労働者に等しい権利として認めたにもかかわらず、それから30年が経過しつつある今、その男女の取得状況には大きな差があります(注2)。このような差(非対称性)が生じている背景には、慣行等による働き方の男女の非対称性という課題があることが考えられます。『令和2年度版男女共同参画白書』(注3)のP45に掲載の、生活時間のうち労働時間を抜き出した国際比較のグラフによると、日本は、有償労働・無償労働とも長さの比率でみた男女格差が最も大きな国となっています。

これまでこのような格差は、女性の働き方を男性に合わせる方向のポジティブアクションによって解消が目指されてきました。今回は男性の働き方を女性に合わせようとする、新しい方向のポジティブアクションです。育児休業の取得はどうしても取得者に所得ロスやキャリアロス（能力開発やキャリアアップの機会の制約）をもたらします。こうしたロスを男女で均等に負担するという男女雇用機会均等の視点もあります。一方で子育ての喜びや親としての自己成長の機会を男女ともに享受し、豊かなワーク・ライフ・バランスを実現しようとする狙いもあると考えられます。

ポジティブアクションは、男女の差がなくなれば、不要になるものです。改正法も施行から5年を目途に男性の育児休業取得の状況等を勘案して検討し、所定の措置を講じることとしています。ポジティブアクションが不要になる努力を社会全体でしていくことが必要です。

（注1）令和3年1月18日労働政策審議会建議のP2参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000728125.pdf>

（注2）厚生労働省「雇用均等基本調査」によると2019年度の育児休業取得率は女性83.0%、男性7.48%であった。

（注3）『令和2年度版男女共同参画白書』（内閣府男女共同参画局／2020年7月）

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r02/zentai/index.html#pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/index.html#pdf)

---

## ■□■ 2. 最新情報



《お知らせ》

【内閣府男女共同参画局】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）総括文書－2007～2020－」を公表しました

→2007年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、企業、労働組合、地方公共団体の代表や有識者等で構成された「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」は、関係省庁と連携して憲章と行動指針の点検・評価を行ってきました。

行動指針で定めている数値目標の期限が2020年であることを機に、数値目標のこれまでの動向や、政労使の取組、評価部会委員の提言等を取りまとめた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）総括文書－2007～2020－」を公表しました。

本文書が各主体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組の更なる進展につながるとともに、一人ひとりが新たな働き方、生き方を考え、仕事と生活の調和に対する理解を一層深めていく際の一助となることを期待しています。

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/07-20/zentai.html>

### 【厚生労働省】

#### ●テレワーク導入に関するセミナー（オンライン）

→テレワークには労務管理やセキュリティの確保が課題となる場合もあります。このため、厚生労働省では、労務管理上及び情報通信技術面における留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報に関するセミナーをオンラインで開催します（参加無料）。

第4回：2021年8月18日（水）13:00～16:00

申込みはWEBサイトにて

<https://kagayakutelework.jp/seminar/>

#### ●自営型テレワーク活用セミナー（オンライン）

→自営型テレワーク活用セミナーは、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する発注者および仲介事業者と自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し円滑に業務を進めることを目的としたセミナーです。（参加無料）

・発注者・注文者等企業向け @ZOOM ウェビナー

第2回 2021年8月26日（木）14:00～17:00

・自営型テレワーカー向け @ZOOM ウェビナー

第2回 2021年8月26日（木）10:00～13:00

詳細、申込はWEBサイトにて

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/index.html#2021w>

（自営型テレワークに関する総合支援サイト）

### 【厚生労働省】

#### ●「イクメンスピーチ甲子園 2021」応募受付中です

→厚生労働省では、男性の育児と仕事の両立を推進する「イクメンプロジェクト」の一環として、今年度も「イクメンスピーチ甲子園」を実施します。

「イクメンスピーチ甲子園」では、働きながら育児をしている男性から、育児と仕事の両立に関するエピソードを募集します。予選審査を通過した決勝進出者3名で公開スピーチによる決勝戦を行い、優勝者「イクメンの星」を決定します。

応募締切は8月31日（火）です。皆さまからの積極的なご応募をお待ちしています。

応募方法等の詳細は以下のURLをご覧ください。

[https://ikumen-project.mhlw.go.jp/speech\\_koshien/2021/](https://ikumen-project.mhlw.go.jp/speech_koshien/2021/)

## 《地方公共団体の動き》

### 【栃木県】

令和 3(2021)年度とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金について

→栃木県では、県内中小企業におけるテレワーク導入に向けた環境整備を一層促進することを目的とし、「令和 3(2021)年度とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金」の申請を受け付けています。

・交付の対象者：県内に事業所を有する中小企業者のうち、次のすべてを満たすことが必要です。

(1) 厚生労働省所管の人材確保等支援助成金（テレワークコース）の機器等導入助成（以下「国助成金」という。）を活用して、新たにテレワーク導入等に取り組むこと

(2) 県税を滞納していないこと

・交付の対象となる経費：国助成金の対象となる経費で、次のすべてを満たすものを対象とします。

(1) 県内事業所において実施した事業に係るもの

(2) 2021年4月1日以降に実施した事業に係るもの

・補助金額：対象事業費に6分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い方の額（ただし、予算の範囲内で交付します。）

・申請書提出期限：2022年3月15日（火）（ただし、予算額に達した場合には、3月15日以前に受付を締め切る場合があります。）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/r3tochigiteleworkhojokin.html>

### 【群馬県】

「群馬県いきいきGカンパニー」優良事業所表彰および優良取組事例集について

→群馬県では、育児や介護と仕事の両立、女性の活躍推進、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む県内事業所を「群馬県いきいきGカンパニー」として認証しています。特に取組の進んだ事業所を対象とした優良事業所表彰や、優良事業所の取組を県内に広く普及させるための事例集の作成も行っています。

<https://www.pref.gunma.jp/06/g2200333.html>

### 【埼玉県】

●彩カフェ in SAITAMA（女性活躍推進のための講演・セミナー）

→働く女性のロールモデルとなる女性経営者や管理職等による講演・交流会「彩（sai）カフェ in SAITAMA」をオンライン（Zoom）で開催します。講演後には、セミナーを行い、グループワークや意見交換を通して楽しみながらネットワークづくりをしていただけます。2021年7月から2月にかけて4回開催し、複数回の御参加も可能です。たくさんの方の御参加をお待ちしております。

<第1回>

日時：2021年7月21日（水）13:30～16:00

講演テーマ：「女性が働くということ」

講師：吉川美代子氏（キャスター、アナウンサー、京都産業大学客員教授）

申込方法：以下 URL から電子申請にてお申し込みください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/swcc/hatarakujose/saicafe.html>

●仕事と介護・子育て・治療の両立支援相談窓口

→埼玉県では、介護・子育て・病気治療などで仕事の継続にお悩みの方からの相談を「仕事と生活の両立支援相談窓口」で受け付けています。相談員がお答えするほか、必要なサービスの提供窓口の御案内や、役に立つ情報の提供を行います。インターネット相談は 24 時間受付中。どうしてもよいのかわからない、仕事を辞めざるを得ないと思ったら、まずは御相談ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0815/rodo/seikatsu-ryouritsu/index.html>

【新潟県】上越市

ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金

→仕事と家庭生活等の両立ができる職場環境を整えるため、ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業を応援する補助金制度です。

- ・対象者：上越市内に住所または事業所を有し、新たに新潟県のハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）または国のえるぼしに申請する企業
- ・補助対象経費：銀行、信用金庫等の金融機関から貸付を受けている資金（融資額 1,000 万円が上限）
- ・補助金の額：1 年間の借入利子支払額の 2 分の 1（上限 10 万円）
- ・申請方法：新潟県のハッピー・パートナー企業または国のえるぼしに登録申請する前に、上越市の利子補給補助金の申請をしてください。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/sangyou/work-life.html>

【石川県】

「パパ子育て講座」の開催企業・団体等の募集について

→企業等における「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」推進の取組の一環として、働く人々が子どもや家族との関わりについて考え、そして、充実した時間や豊かな生活を過ごすことによって、仕事に対するモチベーション向上や職場でのコミュニケーション促進等につなげることを目的として、主に働くお父さんを対象とした子育て講座（子育ての楽しさや大切さ、子どもとの接し方などをテーマにしています）の開催を希望する企業・団体等を募集します。

- ・対象：子育て中やこれから親になる男性を主な対象としていますが、子育てに関心のある方ならどなたでも御参加いただけます。女性も大歓迎です。（1 回の講座につき 10 名～50 名程度の参加者を想定）
- ・開催場所：申込者様にて御準備願います（社内の会議室や休憩室など）
- ・開催日時：企業・団体等が開催を希望する日時に合わせて講師と日程を調整します。夜の時間帯も調整可能です。講座は 60～90 分程度です。
- ・開催費用：無料（会場使用料等が発生する場合は、申込者の負担となります）

- ・募集数：8 団体（先着順）※募集数に達し次第、締め切りとなります
- ・開催期間：2021 年 6 月 1 日（火）～2022 年 3 月 11 日（金）
- ・申込方法：申込書に御記入の上、FAX またはメールにてお申込みください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/worklifebalance/20160511.html>

#### 【愛知県】豊田市

##### 豊田市テレワーク導入支援補助金

→テレワーク導入にあたり活用できる国の助成金等の支給決定を受けた中小企業等に対し、豊田市が下記のとおり上乗せ補助を実施します。

- ・受付開始：2021 年 6 月 1 日（火）
- ・受付期限：国の助成金等の支給決定通知の通知日から 3 か月以内 又は国の助成金等の支給決定日を含む年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで
- ・補助対象経費：

- (1) 国の助成金等の対象経費のうち、市内事業所におけるテレワーク導入に係る経費
- (2) 市内事業所におけるテレワークに使用する機器購入費（国の助成金等の対象外経費に限る。1 点 2 万円以上のものにつき、上限 5 万円まで補助。）

例：WEB 会議機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器、勤怠管理システムの導入、社外において従業員が使用するパソコン、タブレット、スマートフォン等の購入費（備考）ただし、国の助成金等の事業実施期間中に購入したものに限る。

- ・補助額：1 事業者あたり上限 100 万円
- ・補助対象者：テレワーク導入にあたり活用できる国の助成金等の支給決定を受けた、市内に事業所を有する中小企業等

<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/kigyoyuchi/1038542.html>

#### 【鳥取県】

令和 3 年度 鳥取労働局・鳥取県ワーク・ライフ・バランス支援制度リーフレット

→鳥取労働局・鳥取県が実施している仕事と生活の調和に関する各種制度を御案内するリーフレットを作成しました。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/277665.htm>

#### 【香川県】

●テレワーク推進実務講習会「これならできる！中小企業のテレワーク課題解決講座～明日からでも始められる実践術～」を開催します！

→香川県内の中小企業等において、テレワークの導入を円滑に進めるために、働き方改革の推進等に携わる担当者等を対象に、テレワークの導入・運用に必要な知識や技術を身につけることができる「テレワーク推進実務講習会」を開催します。

- ・対象：県内中小企業等のうち、テレワークの導入・運営に取り組む意欲のある企業等において、働き方改革の推進等に携わる担当者等
- ・内容：(第一部) テレワーク導入のメリットや課題を解説する講演、(第二部) 実際にテレワークで活用されているアプリやツールを使用した機器操作体験

(第1回)

開催日時：2021年7月29日(木) 13:30～16:15

開催場所：丸亀市市民交流活動センター マルタス

(第2回)

開催日時：2021年8月6日(金) 13:30～16:15

開催場所：情報通信交流館 e-とびあ・かがわ

・講師：社会保険労務士法人 NSR テレワークスタイル推進室 CWO 武田かおり氏(社会保険労務士)

・定員：各回20名(1社2名まで、先着順) オンライン受講の場合は、講演(第一部)のみ参加可能(定員なし)

・申込締切：(第1回)7月21日(水)、(第2回)7月30日(金)

※第1回は締め切りが迫っておりますので早目のお申込みを!

・申込方法：FAX 又は web フォームからお申込みください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/rodofukushi/jitsumukoushuukai.html>

●新しい働き方推進助成金の募集を開始します!

→香川県内の企業等における、テレワークの導入などの新しい働き方への転換や、誰もが働きやすい職場づくりのための取組に必要な経費の一部を助成することにより、県内企業等の「働き方改革」を進めることを目的とします。

対象事業：かがわ働き方改革推進宣言企業が行う、次に掲げるいずれかの事業とします。

(1) テレワーク推進コース

在宅勤務等について就業規則等に定め、テレワークの新規導入やサテライトオフィスの設置を行う事業

(2) 新しい働き方に対応した誰もが働きやすい職場環境づくりコース

新しい働き方を推進するための、Web 会議や Web 面接の導入、就業規則の作成・変更、職場環境改善のための設備の導入・施設改修、社内研修・セミナーへの参加などを実施する事業

・支給額：助成対象経費の2分の1以内

・支給額上限：

(1) テレワーク推進コース 50万円

(2) 新しい働き方に対応した誰もが働きやすい職場環境づくりコース 30万円

・スケジュール：

助成金の募集期間：2021年6月14日(月)～8月18日(水)

申請のあった助成対象事業について審査：9月上旬(予定)

審査結果の通知(通知後、事業開始)：9月中旬(予定)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/rodofukushi/atarashiihatarakikata.html>

【福岡県】北九州市

女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの講師を派遣します!(無料)

→これから女性活躍、ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとしている、あるいはさらに

取組を進めようとしている企業・事業所に、そのニーズにあった内容で講師を派遣してセミナーを実施します。

- ・対象：北九州市内の企業・事業所
- ・実施期間：2022年3月31日（土・日・祝日を除く）まで ※先着20社程度となりますので、お早めにお申込みください。
- ・講義時間：60～120分程度
- ・会場：企業・事業所内など御指定の場所 ※オンラインも相談可能
- ・費用：無料
- ・派遣講師：セミナー内容や要望に応じてコーディネート
- ・申込方法：電子申請又はFAX、E-mailでお申込みください。

<http://wlb-kitakyushu.jp/aboutwlb/company/seminar.html>

#### 【佐賀県】唐津市

「父親も母親も共に働きやすい社会のために現状と課題を知って、ワーク・ライフ・バランスを推進しよう！」を実施しました

→男女が共に仕事と家庭・地域生活を両立できるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する現状と課題を把握するため、未就学児の保護者を対象にアンケートを実施しました。

<https://www.city.karatsu.lg.jp/danjo-kyoudou/kurashi/danjo/2020shiminteian.html>

#### 【長崎県】

長崎県職場環境づくりアドバイザー派遣の実施について

→長崎県では、ワーク・ライフ・バランスの取組や女性活躍推進など、誰もが働きやすい職場環境づくりを実践しようとする県内中小企業事業に対し、労務管理等の専門家を無料で派遣します。

- ・対象：県内の事業所
- ・派遣・相談料：無料
- ・派遣回数・時間：1回2時間程度、1事業所3回まで
- ・最終申請期限：2021年12月24日（金）※ただし、予算の上限に達し次第、募集を終了します。
- ・申請方法：URL先のチラシの申込書に必要事項を記入し、郵送またはFAXで御申請ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/press-contents/499346/>

---

#### 【編集後記】

「新しい生活様式」が言われて久しいですが、コロナ下で、日々の暮らし方、働き方にもそれぞれに変化があったことでしょう。

旭化成ホームズ株式会社くらしノベーション研究所が2020年9月に自社設計施工の住宅



を対象に実施した調査によると、在宅ワークで最も使う場所がリビングダイニング派の人は、「仕事の合間に調理や洗濯などの家事ができる」を始めとして家事関連のメリットを挙げる人が個室派より多く、個室派は「仕事に集中できる」ことを挙げる人がリビングダイニング派より多い結果となりました。また、夫の家事は在宅ワークをきっかけに増加傾向にあります。このようなメリットが増えた一方、本人の在宅ワーク時に、在宅ワークしていない配偶者に立入りや音の配慮が生じているなど、課題となる結果も得られたとのこと。在宅ワーク環境を整備したり、家庭内のルールを話し合ったりする等してデメリット部分を解消しつつ、在宅ワークのメリットを活かしていきたいものです。

※「在宅ワーク・夫と妻のニーズ」調査報告書（旭化成ホームズ株式会社くらしノバージョン研究所／2021年4月公表）

<https://www.asahi-kasei.co.jp/j-koho/press/20210416/index/>

---

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。  
このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止はこちらから

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/unsubscribe.php>

配信先変更は上記により配信中止の後、こちらから新しいアドレスで登録

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/subscribe.php>

バックナンバーはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/index.html>